

114
A 2455
1

四萬調達金之儀付沙卷

青森縣下弘前所高今村九右衛門外三人

曰弘前藩一調達洋銀壹万弗ノ我證文

所持有之者付遇ル六年中余之方百六拾兩系

所ノ額ヲ以公債處分相濟ル者候曰人

ヨリ出金負數何程ニモ其内詳不分明ニ

有之由亦公債證書ヲ受取ル者候人共ニ懐各

自之出金高ニ應レテ元利配賦ノ事極ニ式

式今村以外三人ニ付與レテ外三人ニ高時



大正十一年四月
大正十一年四月

一前書今打の字の四の 所名未成の証 一紙
之 明治二年九月二十日大藏省
の所指令の應出紙休の 所書之字老上
申取右之次方は新公債の書付の部
の書付の姓名記載の事

一新公債の書付子明治五年日二年
七年三年の所書之字の 然る七帝の部
の部之字の 出金為の 既為は

一右新公債の書付明治八年九月十日

書無の七帝の部 摩の部 東京府
下第一万尾八十區銀坐式下日五番代高又金
言八帝、張渡之義 願之通の部 既成は
字別紙差上申の部 願の部 今打の部
の部 付書の部 既成の部 既成の部
の部 既成の部 既成の部

近海摩治部

七為七長男
武田

明治七年二月十日

町奉行

今村

青森縣令少田

114
A 2955
2

弘前所ノ武田勝つて外ニ
銀金力弗大覺其以弘前縣ノ用達
付一人共ノ之恐令之、近年ニ
付云々願出紙而、添書ニ
上申文書有之、毎所指令ニ
可心得申進之、願人共一
一の申申

并十月十日

青森縣令

出納

弘前縣令

御指令字

書面に於て前記の如く外二名を以て
余は俄に前記外國人の關係に余を以て
并期限を過ぎたに余は俄に併合に
於て有力の如く既に今所持の證文を以て
常の様に外國債に對して是れを以て
有するが如く公布して通員債に取
付るが如く俄に可なり得るが如く甲海軍

但云債證券は海軍に於て今村の如く存する

我々中一立に通員債の事

乃藏省事務總裁

參議工隈重信

明治二十九年九月三十日

讓渡願之紙

大正十一年四月
隈侯爵邸寄贈

一云債証書式百之紙可取

其全之方。不之紙可取

内

云々云々云々

云々云々云々

云々云々云々

あまのこころのこころ() 日()云々
あまのこころのこころ() 日()云々
あまのこころのこころ() 日()云々
あまのこころのこころ() 日()云々
あまのこころのこころ() 日()云々

右者今般東京府十第... 銀...

丁酉九月廿九日 奉 大旨 喜八部、懷遠任、及子沙
德直、永年、少子、亦、段、奉、願、及、以、一、

吉野縣 庚子之區 一十三區 詳圖
詳見那古子所云和甲与痛

近藤康厚印

日 縣日 區日 司

日 那角甲所五格与高

新村常云印

日 縣日 區日 司

日 那角甲所五格与高

武田好之印

所用係 刻印孫云印

明治八年九月

副产長 東海 吉之信

青森縣冬之事場谷良蕨殿

書而預之、為、聞、仰、及、案、午、年、七、月、中、

甲、遠、及、毒、捕、、預、書、及、德、ノ、出、領、保、一、

指出事

明治八年九月十九日

青森縣冬之事場谷良蕨

